

## 報告事項

### ○ 大阪市屋外広告物条例の改正点について

#### 1. 屋外広告業の登録制度の導入（別紙－ 1）

良好な景観の維持と形成に屋外広告業者の役割が重要であることから、優良事業者を育成し、不良事業者を排除するため、本市条例に登録制度を導入した。

これにより、大阪市内で屋外広告業を営む事業者は大阪市の登録が必要となるが、大阪府の登録を受ければ、大阪市へは届出ることにより営業できるとし、事業者の負担軽減に努めた。

#### 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の禁止物件への追加（別紙－ 2）

良好な景観を守るため、景観法に基づき指定された景観重要建造物及び樹木の内、所有者の同意が得られるものなどについて、広告物の表示や掲出物件の設置を禁止する物件として追加した。

#### 3. 氏名公表制度の規定整備

従来の氏名公表についての規定では、勧告に従わなかった広告主の氏名又は名称を公表できることとなっていた。取り組みを進める中で、同じ商号の事業者の存在が判明したため、氏名又は名称以外にも所在地など対象者を特定するための情報も公表できるよう規定の整備を行った。

### ○ 除却等の費用徴収について

屋外広告物法（抜粋）

第 8 条 省略

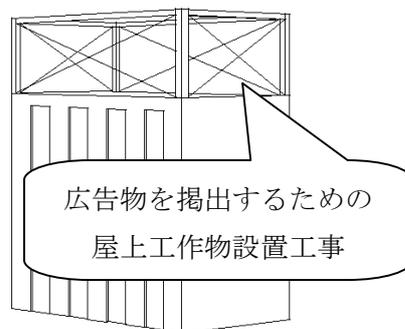
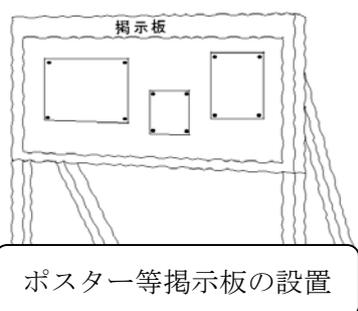
6 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 1 項から第 3 項までに規定する**広告物又は掲出物件の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき広告物又は掲出物件の所有者等（前条第 2 項に規定する措置を命ずべき者を含む。）に負担させることができる。**

(作成中)

## 屋外広告業登録制度のご案内

大阪市内で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置を業として行う場合は、屋外広告業の登録が必要です。

広告物を直接表示しない場合でも、広告物を掲出するための物件（工作物等）の設置工事を請け負われる場合にも登録が必要です。



屋外広告業の登録を行うには、営業所ごとに業務主任者が必要です。業務主任者は「屋外広告士」等の資格保有者や、行政庁が開催する「屋外広告物講習会」の受講済み者から選任してください。

屋外広告物の発注をお考えのみなさまへ

必ず、屋外広告業の登録を受けた事業者に依頼していただきますようご協力をお願いいたします。

## 屋外広告業登録 Q&A

### Q1 屋外広告業の登録制度とは？

A1 大阪市では、屋外広告物法の改正を受け、平成19年1月1日から、これまで届出制であった屋外広告業を、登録制に改めることになりました。これにより大阪市内で屋外広告業を営むには、大阪市での登録が必要になりました。

### Q2 屋外広告業とは？

A2 屋外広告業とは屋外広告物の表示や広告物を表示するための物件の設置を行う営業のことで、具体的には施行業者の方が対象になります。(元請け下請けを問いません。)

### Q3 登録申請の方法は？

A3 屋外広告業登録申請書に必要な書類を添付し、大阪市建設局路政課へ提出してください。登録には1件につき10,000円の手数料(大阪市収入証紙で納付)が必要です。

登録の有効期限は5年間です。引き続き屋外広告業を営むには、期間満了前に更新の手続きが必要です。

ただし、大阪府の登録を受けている場合は、大阪市へは申請書の代わりに届出書を提出することになります。(手数料はかかりません。)

### Q4 業務主任者とは？

A4 屋外広告業の登録には、大阪市内で営業を行う営業所ごとに、屋外広告物に関する業務の総括等を行う業務主任者を選任する必要があります。業務主任者となるには「屋外広告士」等の資格か「屋外広告物講習会」の受講が必要です。

### Q5 屋外広告物講習会はどこで受けられる？

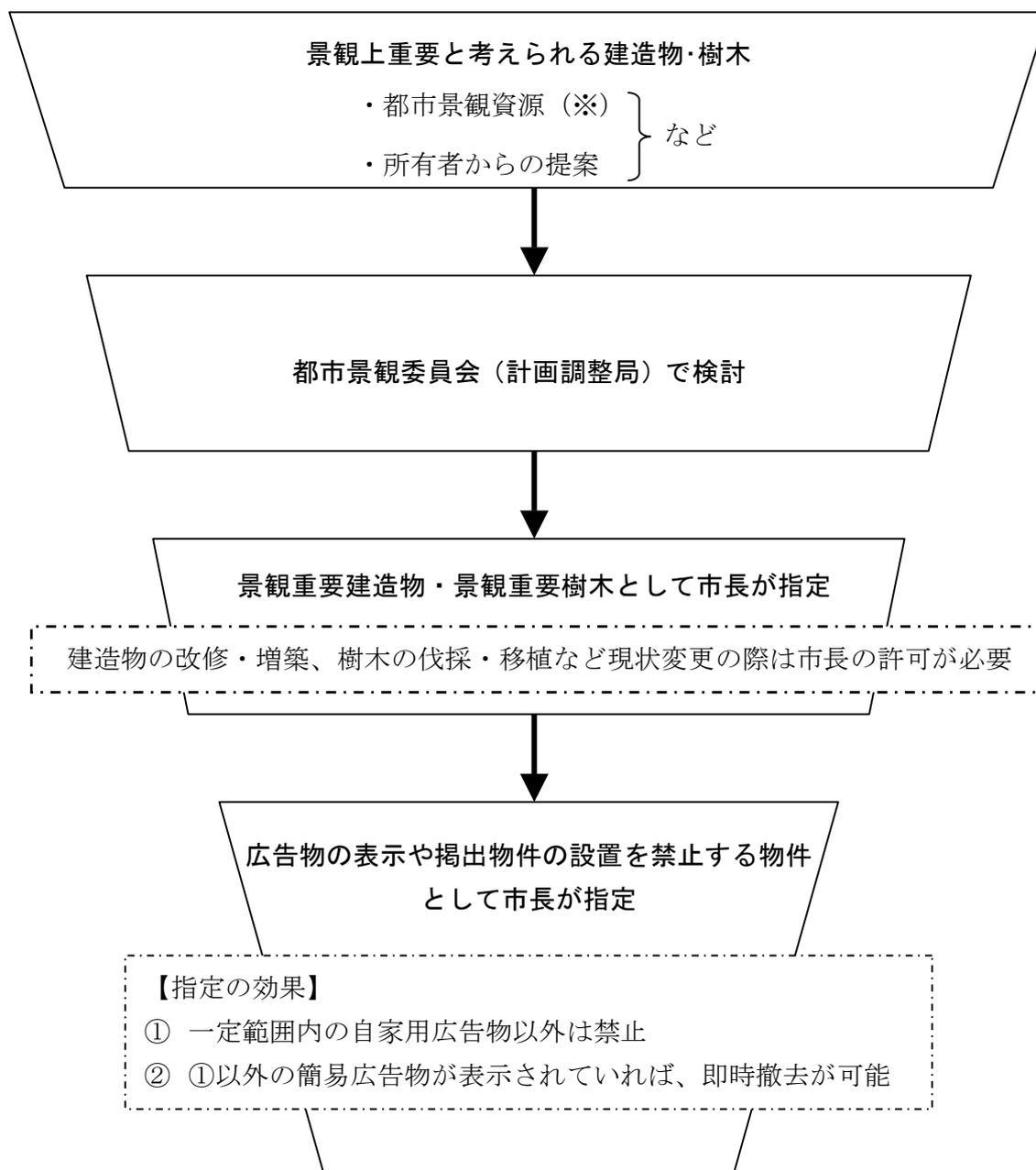
A5 近畿ブロックでは屋外広告物講習会を持ち回りで開催しています。今年度は11月15日に奈良県文化会館(奈良市二条大路南一丁目1番1号)で開催されます。申し込みは10月20日まで奈良市都市計画部景観課(0742-34-1111)で受け付けます。

屋外広告物講習会は近畿ブロック以外でも受講していただけます。開催地・開催日時等は各自治体へお問合せください。

### Q6 違反者に対する罰則は？

A6 条例・規則に違反した者は、登録の取り消し、営業の停止、一年以下の懲役、50万円以下の罰金などに処せられる場合があります。

## 2. 景観重要建造物及び景観重要樹木の禁止物件指定について



### ※都市景観資源

- ・大阪市都市景観条例に基づき登録
- ・改修時の届出は不要、ただし外観変更により登録抹消あり
- ・現在の登録物件  
社団法人大阪倶楽部、一心寺、通天閣、道頓堀グリコネオン、生駒時計店など

## ○ 景観法（抜粋）

### （景観重要建造物の指定）

第十九条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第二十一条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

### （景観重要樹木の指定）

第二十八条 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあっては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

## ○ 大阪市景観計画（抜粋）

### 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聞いて指定する。

#### 1 景観重要建造物

- ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ②地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物

#### 2 景観重要樹木

- ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ②地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木

## 大阪市屋外広告物条例改正の流れ（H16.6～H18.10）

年	月	
平成 16 年	6 月	○屋外広告物法改正
		主な改正項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時除却の対象物件の拡大</li> <li>・除却した物件の保管、返還、処分手続きの整理</li> <li>・屋外広告業の登録制度の導入</li> <li>・違反行為に対する過料制度の導入</li> <li>・違反広告物の除却保管等に要する費用の徴収</li> </ul>
	9 月	○条例改正
		「即時除却の対象物件の拡大」、「除却した物件の保管、返還、処分手続きの整理」について改正
	12 月	○第 28 回審議会開催
		「登録制度・過料制度・除却等の費用徴収」について審議を付託
平成 17 年	7 月	○第 29 回審議会開催
		「提言に向けた中間報告」を取りまとめ、パブリック・コメントの実施を決定
	9 月	○パブリック・コメント実施
	11 月	○第 30 回審議会開催
		大阪市に対し審議を付託された各制度について提言
平成 18 年	9 月	○条例改正（案）議会上程
		「登録制度」、「景観重要建造物及び樹木」、「広告主氏名公表制度の規定整理」について改正
	10 月	○第 31 回審議会開催
		「過料制度」について審議、9 月改正・「除却費用等の徴収」の進捗について報告

※ゴシック：審議会関係

## 大阪市屋外広告物条例改正の流れ（H18.10～H19.3）

年	月	
平成 18 年	10 月	○第 31 回審議会開催
		「過料制度」について審議、9 月改正・「除却費用等の徴収」の進捗について報告
	11 月	○パブリック・コメント実施
		「広告主に対する新たな管理義務」について意見募集
	12 月	○第 32 回審議会開催
		パブリック・コメントの結果報告
平成 19 年	1 月	○屋外広告業登録制度開始
	3 月	○条例改正（案）議会上程
		「過料制度」について改正

※ゴシック：審議会関係